

平成29年度「国語に関する世論調査」仕様書（案）

1. 調査の趣旨

国語に関する世論調査は、国語施策の参考とするため、「国語に関する世論調査」委託実施要項に基づき、実施するものである。

平成29年度は、言葉遣いについて、コミュニケーションの在り方について、また、例年取り上げている慣用句等の意味の理解や使用等について調査を実施し、これからの国語施策の参考にするとともに、結果を公表することで国民の国語に対する意識向上に資するものである。

2. 委託業務の内容

平成29年度「国語に関する世論調査」では、以下の論点を中心に、下記（1）～（6）の作業を行う。

- 〔論点〕
- ・言葉遣いについて
 - ・コミュニケーションの在り方について
 - ・慣用句や言葉の意味について

（1）調査票の作成

文化庁が作成した質問項目について、専門的観点からの助言、提案を行う。協議、検討した上で決定した設問を、調査票レイアウトに作成する。

（2）調査の実施

全国16歳以上を対象として層化二段無作為抽出法により、正規対象3,000、予備対象500程度のサンプルを抽出する。

上記サンプルに対し、戸別訪問面接聴取法により調査を実施する。

（3）データ処理

調査票に基づき、実査の結果を統計的に集計する。

（4）集計データの提供

実査の結果についての統計的集計が終了した段階で、集計データを文化庁に提供する。

（5）分析手法の提案と実施

上記論点を検証するために必要な分析手法を提案し、集計データの分析を実施する。

（6）報告書作成

上記（3）及び（4）によって得られた結果を基に、報告書を作成し、提出する。

3. 成果物の提出

（1）提出すべき成果物

- ・調査報告書 2部（A4判）
- ・調査報告書の電子データ（媒体はCD-ROMとする。）

- ・単純集計表
- ・クロス集計表
- ・検定結果

(2) 提出先 文化庁文化部国語課

(3) 提出期限 平成30年3月30日(金)

4. 入札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る入札者には、「国語に関する世論調査」委託実施要項の要件を求める。
 - ・法人格を有する団体
 - ・法人格を有しないが、次のアからエすべての要件を満たしている団体
 - ア 定款又は寄付行為に類する規約等を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行し、代表する機構又は機関が確立していること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること。
- ② その他、本委託事業に係る入札者に求める要求要件として、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ③ 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ④ (2)において「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ⑤ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑥ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の技術点に関する評価は、入札時に提出された技術提案書を技術審査委員会において審査して行う。そのため、技術提案書の作成に当たっては、「平成29年度「国語に関する世論調査」に係る技術提案書作成要領」を熟読の上、本仕様書の「2 委託業務の内容」に記載した事項について、事項ごとにどのような作業を行うかを具体的に記載すること。技術審査委員会の審査において、提案の内容が不明確、説明が不十分であるなどして、技術審査に重大な支障があると技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。なお、落札者の決定に係る評価は「平成29年度「国語に関する世論調査」総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- *1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容

以外の提案がされていれば別途評価する。]

*1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性，独創性

*1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば別途評価する。〕

*1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性，効率性

*1-3-1 作業の日程・手順に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば別途評価する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

*2-1-1 過去に類似の調査を同等以上の規模で実施した実績があること。〔類似調査の実績内容により別途評価する。〕

2-2 組織の調査実施能力

*2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有している場合は別途評価する。

*2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤，経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組みられている場合は別途評価する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

*3-1-1 過去に類似の調査をした実績があること。〔業務従事予定者の過去の実績内容により別途評価する。〕

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

*3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有している場合は別途評価する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等がある場合は別途評価する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること，又は一般事業主行動計画策定済み（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）を受けていること

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）を受けていること

○ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていること

5. その他

- 検収は文化庁が行い、成果物の提出後に受託機関の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに指示内容を修正するものとする。
- 調査報告書については、文化庁ホームページへの掲載を前提に、著作権の処理等を行って作成するとともに、その記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし調査研究の受託可否を検討すること。
また、契約書に定める期日までに成果物の提出が必要となる。
- 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行う。
- 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、担当官と協議し、その指示に従うこと。

以上